

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札 質問回答書

No.	質問内容	回答
1	<p>(入札要領4ページ) 4 契約に当たっての主な条件 (3) 賃貸借料 賃貸借料は、自動販売機の売上金額(税込・軽減税率8%)に賃貸借料率の割合を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額(10%)を加算した額とする(ただし、屋外設置物件は消費税及び地方消費税の加算なし)。本市が設定する最低賃貸借料率以上で、最高の割合の賃貸借料率を入札した者を設置事業者を選定する。</p> <p>とあるが、屋外設置物件は消費税及び地方消費税が加算されない理由を教えてください。</p>	<p>屋外に設置物件については、土地の貸付け契約(賃貸借契約)に該当しますので、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項及び別表第一により非課税です。</p> <p>【参考】 消費税法 (非課税) 第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。</p> <p>別表第一(第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係) 一 土地(土地の上に存する権利を含む。)の譲渡及び貸付け(一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。)</p> <p>以下省略</p>